

沿岸広域振興局長告示第29号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和7年10月28日

沿岸広域振興局長 小 國 大 作

- 1（1） 名称 大船渡市立根地区特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 大船渡市地内の民有林139林班内の株式会社アマタケ社有地（細野及び萱中の2区域）
- （3） 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2（1） 名称 大気環境観測所特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 大船渡市内の市道綾里岬線とイッサイ沢の交点を起点とし、起点から同市道を南西に進み観測所敷地境界に至り、同点から同敷地境界を南に進み市道綾里岬線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み観測所取付道路との交点に至り、同点から同取付道路を北東に進み民有林第239林班と第240林班の境界とカラホラ沢を結ぶ線との交点に至り、同点から同線を北東に進み綾里字野々前と綾里字田浜下の字界との交点に至り、同点から同字界を南東に進みイッサイ沢との交点に至り、同点から同沢を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域
- （3） 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 3（1） 名称 田野畑村田代特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 村道沼袋田代線と村道田代萩牛線の交点を起点とし、起点から村道沼袋田代線を南西に進み更に南東に進み田野畑村民有林122林班18小班との交点に至り、同点から同小班を北西に進み同林班14小班、16小班及び13小班的南側を進み更に北東に進み同林班12小班を東に進み更に北西に進み同林班9小班、8小班、7小班及び6小班的北に進み更に西に進み田野畑村民有林120林班との交点に至り、同点から同林班（29小班から31小班までを除く。）を時計周りに周回し村道田代萩牛線との交点に至り、同点から同村道を東に進み更に南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域
- （3） 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器